

船保認第 218 号
令和 2 年 4 月 21 日

保護者各位

保育認定課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る登園自粛期間と保育料の取り扱いについて

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜りありがとうございます。令和 2 年 4 月 16 日付、船保認第 167 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等の臨時休園について」お知らせいたしました。臨時休園期間終了後の登園自粛期間及び 4 月分以降の保育料の減免につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時休園期間及び登園自粛期間

- ・臨時休園期間 令和 2 年 4 月 21 日 ～ 緊急事態宣言が解除されるまで
- ・登園自粛期間 令和 2 年 3 月 4 日 ～ 5 月末日まで（臨時休園期間は除く）

※今後の新型コロナウイルスをめぐる状況に応じて、登園自粛期間は延長する可能性があります。延長となる場合には、改めてご連絡いたします。

2. 減免対象

- ・令和 2 年 3 月分から 5 月分までの保育料

3. 納付期限の延長について

令和 2 年 4 月分以降の保育料について、下表のとおり納付期限を延長いたします。

これにより、『登園自粛日数に応じた減免を適用した、減免後の金額を納付期限までにご納付いただく』こととなります。

また、保護者様の負担の平準化のため、6 月分以降の納付期限も延長いたします。

	本来納付期限	延長後納付期限	備考
令和 2 年 4 月分	4 月 30 日	7 月 31 日	4・5 月分の減免後の保育料を引落※
令和 2 年 5 月分	6 月 1 日		
令和 2 年 6 月分	6 月 30 日	8 月 31 日	通常の 6・7 月分保育料を引落※
令和 2 年 7 月分	7 月 31 日		
令和 2 年 8 月分	8 月 31 日	9 月 30 日	通常の 8・9 月分保育料を引落※
令和 2 年 9 月分	9 月 30 日		

※ 保育料は口座振替が原則です。振替口座の登録にご協力ください。口座を登録いただけていない方には、減免適用後に改めて納付書をお送りいたします。

4. 減免手続き等について

令和2年4月分以降の保育料の減免にあたっては、保護者様に手続きをしていただく必要はございません※1。市が各施設に園児の登園状況について確認し、それを元に保育料を減免いたします。

なお、保育所等の臨時休園による日数も、減免対象といたします。(臨時休園中に保育所等を利用した日数は減免対象にはあたりません)

減免後の保育料の算出方法は3月分と同様※2となりますので、予めご了承ください。なお、一日も登園しなかった月の保育料は全額免除いたします。

※1 納期末到来分の保育料を予めお納めいただいていた場合、減免の適用により過払い金が発生いたします。通常は保育料の引き落とし口座としてご登録いただいている口座に還付いたしますが、引き落とし口座の登録がない方につきましては、還付先口座を確認させていただく場合がございます。

※2 減免後保育料 = 通常保育料 × {(25 - 登園自粛日数) / 25} (10円未満切捨)

5. 施設に直接保育料をお納めいただいている方の場合

保育料をご利用中の施設に直接お支払いいただいている、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業をご利用の方につきましては、施設にお納めいただく時期や方法につきまして、施設によって取り扱いが異なりますので、ご利用中の施設にご確認ください。

【お問合せ】

船橋市子育て支援部保育認定課

事業係 TEL047-436-2329

FAX047-436-2332

E-mail : hoiku@city.funabashi.lg.jp